

# 決裁権限に関する細則

令和6年7月6日 制定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本診療放射線技師会(以下、「本会」という。) 決裁権限規程第3条の決裁権限及び決裁事項について定め、適正な決裁管理を行うことを目的とする。

(決裁権限及び決裁事項)

第2条 決裁権限及び決裁事項については別表のとおりとする。

(細則の改廃)

第3条 本細則の改廃は、運営会議にて行い、理事会に報告するものとする。

附 則

1 この細則は、令和6年7月6日から施行する。

別表

## 【重要計画と収支予算、予算執行及び決算等】

項目	理事会	会長	副会長	業務執行理事	総務理事	財務理事	事務局長	課長等
1.年度並事業計画書、収支予算書等	◎	○	○	○	○	○	△	△
2.予算執行及び月次決算		◎	○	○	○	○	△	△
3.事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等(決算)	◎	○	○	○	○	○	△	△
4.認可予算に基づく経費支出		◎	○	○	○	○	△	△
5.当月予算の範囲を超える支出		◎	○	○	○	○	△	△
6.月別予算の繰り上げ又は繰り下げ使用		◎	○	○	○	○	△	△
7.その他、高額な支出	1件500万円超	1件500万円以下				1件50万円以下	△	△

【規程制度の改廃】

項目	理事会	会長	副会長	業務執行理事	総務理事	財務理事	事務局長	課長等
1.法人組織の制定・改廃	◎※	○	○	○	○	○	△	△
2.規程の制定・改廃	◎※	○	○	○	○	○	△	△

※定款、役員選任規程等の改廃は総会による

【資金繰り財務】

項目	理事会	会長	副会長	業務執行理事	総務理事	財務理事	事務局長	課長等
1.投融資	◎	○	○	○	○	○	△	△
2.債務の保証	◎	○	○	○	○	○	△	△
3.金融機関よりの借入れ	◎	○	○	○	○	○	△	△
4.取引銀行の改廃		◎	○	○	○	○	△	△
5.財産処分(不要品を含む)	◎	○	○	○	○	○	△	△
6.債権の整理	◎	○	○	○	○	○	△	△
7.資産の除去	◎	○	○	○	○	○	△	△

【会議および押印の取り扱い】

項目	理事会	会長	副会長	業務執行理事	総務理事	財務理事	担当理事	事務局長	課長等
1.総会の招集		◎	○	○	○	○	○	△	△
2.理事会の招集		◎	○	○	○	○	○	△	△
3.委員会等の開催可否							◎	△	△
6.重要印鑑の新規作成・廃棄		◎	○	○	○	○	○	△	△

【事業場の設置】

項目	理事会	会長	副会長	業務執行理事	総務理事	財務理事	事務局長	課長等
1.事業場の設定、改廃	◎	○	○	○	○	○	△	△

【人事・労務】

項目	理事会	会長	副会長	業務執行理事	総務理事	財務理事	事務局長	課長等
1.定員		◎	○	○	○	○	△	△
2.職員の業務分担(管理職を除く)				◎	○	○	△	△
3.職員の業務分担(管理職)		◎	○	○	○	○	△	△
4.採用方針				◎	○	○	△	△
5.求人活動				◎	○	○	△	△
6.職員の任免(パートタイマーを含む)		◎	○	○	○	○	△	△
7.人事異動(パートタイマーを含む)		◎	○	○	○	○	△	△

8.昇進・昇格・降任・降格(パートタイマーを含む)		◎	○	○	○	○	△	△
9.昇降給基準ならびに昇降給額の決定		◎	○	○	○	○	△	△
10.人事考課基準の決定		◎	○	○	○	○	△	△
11.人事考課		◎	○	○	○	○	△	△
12.賞罰		◎	○	○	○	○	△	△
13.教育訓練及び職員の研修				◎	○	○	△	△
14.安全衛生				◎	○	○	△	△
15.社会保険				◎	○	○	△	△
16.ハラスメント等相談				◎	○	○	△	△
17.退職金		◎	○	○	○	○	△	△

### 【福利厚生】

項目	理事会	会長	副会長	業務執行理事	総務理事	財務理事	事務局長	課長等
1.団体生命保険、その他保険				◎	○	○	△	△
2.研修活動等、その他催し				◎	○	○	△	△
3.慶弔見舞				◎	○	○	△	△

### 【広告・宣伝・PR】

項目	理事会	会長	副会長	業務執行理事	総務理事	財務理事	事務局長	課長等
1.法人案内、事業内容				◎	○	○	△	△
2.求職者への案内				◎	○	○	△	△
3.官公報、新聞、雑誌、図書類の購入				◎	○	○	△	△

### 【寄付等】

項目	理事会	会長	副会長	業務執行理事	総務理事	財務理事	事務局長	課長等
1.負担金および寄付金	1件30万円超	1件30万円以下	○	○	○	△	△	△
2.関係団体への加入脱退	◎	○	○	○	○	○	△	△

### 【法人登記・登録・訴訟並びに願、届出】

項目	理事会	会長	副会長	業務執行理事	総務理事	財務理事	事務局長	課長等
1.一般登記、不動産登記、登録及び許可申請	◎	○	○	○	○	○	△	△
2.訴訟一般	◎	○	○	○	○	○	△	△
3.諸官庁への重要な願届出、諸官庁への通常の願届出		◎	○	○	○	○	△	△

【業務処理等】

項目	理事会	会長	副会長	業務執行 理事	総務 理事	財務 理事	担当 理事	事務局 長	課長等
1.高額な支出を伴わない業務 処理								◎	○
2.要望・クレーム等対応				◎	○	○	○	△	△

決裁権限表の見方について

(1) マークの意味

◎：最終決定権のある職位ないし会議を示す。

○：立案に承認権のある職位を示す。

効力の発生が保留されている「決定」に対し、効力発生の要件を与える権限を持つ。しかしながら、一般に決定権者（◎）の下位にあるので、保留されている原因が本会に対して重大な影響を与えるかどうか判断する義務がある事を理解する必要がある。

○が2人以上の時は、項目の具体的内容により、1人に絞る事ができる。ただし、上席者に○があるときは、「決定」前に事前相談する必要がある。この場合上席者は「助言者」となるときと「最終決定者」となるときと、項目の性質により異なる。

△：具体的最終立案の提言権と実行権を有する職位を示す。

部下または関係部署の助言をまとめて、自己の全能力を傾けて最終立案、提言をなし、「決定」後の具体的な実行をなす。△が2人以上の時は、前記と同じ。

(2) 金額の意味

金額は、その項目についての職位ごとの「決定」権を示す。従って、稟議事項による場合も、それ以上の職位の決定（捺印）の必要はない。